パブリックコメント第49号

史跡泉坂下遺跡保存活用計画(案)に対するご意見を募集します

泉坂下遺跡は、平成29年10月に常陸大宮市初となる国指定史跡に指定されました。また、再葬墓遺跡として国内初の国史跡であり、国内最大の人面付壺形土器が出土した全国的にも重要な遺跡です。このように貴重な史跡を確実に保存し未来へ伝えていくとともに、より多くの人々に親しまれる活用を推進するため、「史跡泉坂下遺跡保存活用計画(案)」を作成します。

本計画を作成するにあたり、計画案について市民の皆さんからのご意見を募集します。

◎意見の募集期間 令和2年7月27日(月)~令和2年8月25日(火)

◎公表案及び公表方法

- ○公表案 史跡泉坂下遺跡保存活用計画(案)
- ○公表方法 ・市役所教育委員会事務局 文化スポーツ課 文化・スポーツG (本庁3階)、 各支所総合窓口・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

◎意見の提出方法

意見の応募用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。

また、市役所教育委員会事務局文化スポーツ課文化・スポーツG (本庁3階)、各支所総合窓口に置いてあります。

意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

- ・直接持参…常陸大宮市役所 教育委員会事務局 文化スポーツ課 文化・スポーツG (本庁3階) ※平日8:30 ~ 17:15
- · 郵 送···〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市役所 教育委員会事務局 文化スポーツ課 文化・スポーツ G

- ・F A X…常陸大宮市役所 教育委員会事務局 文化スポーツ課 文化・スポーツG FAX 0295-53-6502
- ・E メール…bunsupo@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「史跡泉坂下遺跡保存活用計画(案)の意見」として提出してください)

- ※電話での受付けは行いません。
- ※匿名での受付けは行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版および市ホームページにて公表します。
- ・市役所教育委員会事務局 文化スポーツ課(本庁3階)で閲覧できます。
- ※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。
- ※提出されたご意見について、個別の回答はしません。
- ※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

史跡泉坂下遺跡保存活用計画(案)の概要

◎計画作成の目的

史跡の調査・研究成果及び現状を整理し、国指定史跡としての本質的価値と構成要素を明確化します。また、その本質的価値を適切に保存し、その価値を次世代へ確実に伝えていくために、歴史学習の場や再葬墓研究の拠点としての活用・整備を行うことを目的とします。計画の対象範囲は、指定対象区域約6,000㎡とその周辺地域です。

◎計画の位置づけ

文化財保護法第129条の2の規定に基づく計画であり、「常陸大宮市総合計画」、「常陸大宮市教育振興基本計画」、「常陸大宮市文化財保存活用地域計画」を上位計画として位置付けています。

◎計画期間

令和 2年度~令和 4年度:短期的計画 令和 5年度~令和 9年度:中期的計画 令和10年度~令和14年度:長期的計画

◎計画の主な内容(保存、活用、整備、運営・体制について)

○保存(保存管理)

- ・本計画の現状変更等の取扱方針、取扱基準等に基づき、史跡の本質的価値を損なうことがないよう史跡現地の遺構及びその出土品の確実な保存管理を行います。
- ・史跡内及びその周辺の歴史的環境・自然的景観の保全について、最大限留意します。
- ・常に最適な保存管理を実施するために、遺構の保存方法を検討します。
- ・再葬墓について未解明な点、未発掘の範囲に関して継続的な調査研究を行い、本質的価値を高めます。

○活用

- ・教育機関や生涯学習事業と連携し、幅広い世代が楽しく学べる場としての活用をすすめます。 そのために、史跡周辺の他の文化遺産や自然環境を合わせて体験学習できる活用も行います。
- ・本質的価値である再葬墓及び関連する遺構がどのようなものか、当時の風習や世界観について 史跡を通して学び、体感できるような活用方法を計画します。
- ・再葬墓研究の拠点としての役割を意識し、史跡及び市内の他の再葬墓の継続的な調査研究とともに、全国の再葬墓との比較研究を行い、その成果を広く公開・活用します。

○整備

- ・史跡内の土中の土器および遺構の保存のために、必要十分な盛土等保存管理に最大限配慮した措置を行います。
- ・基本的に大規模な構造物等は設置せず史跡周辺の景観も含めた歴史的環境の保全に配慮し、遺跡現地の環境をなるべく変えずに行います。
- ・整備に際しては、史跡の本質的価値を正しく、わかりやすく伝え、史跡への理解を増進させる ことを目標とします。
- ・整備予定の文化財展示施設を拠点施設と想定し、史跡現地でしかできない、より多くの人が楽しめる体験・学習の場を目指して整備を行います。
- ・継続的な調査研究が可能な整備を行い、その成果を整備の内容にも反映します。
- ・研究成果や時代のニーズに合わせて柔軟な対応が可能なデジタル技術の活用を含めた整備を目指します。

○運営・体制

- ・史跡の保存活用を適切に進めていくことが可能な体制を構築します。
- ・庁内関係部署や各教育機関、史跡愛護団体、市内の企業等との連携をはかります。
- 問 本庁 文化スポーツ課 文化・スポーツG ☎52-1111 内線342



